

沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式試行要領

平成25年7月1日

農総第 1103号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の10の2及び自治令第167条の13の規定に基づき、沖縄県農林水産部の発注する建設コンサルタント業務において成果の品質確保を目的として価格と技術力を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式による競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式：自治令第167条の10の2及び自治令第167条の13の規定に基づき、価格と技術力を総合的に評価し、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、成果の品質や履行方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 契約担当者：知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 主管課長：実施する建設コンサルタント業務（以下「当該業務」という。）の履行に関する事務及び契約事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (4) 事務所長：当該業務を所管する出先機関の長をいう。
- (5) 低入札調査基準価格：「沖縄県農林水産部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」（以下、「低入札調査試行要領」という。）において、低入札調査基準価格として定められた額をいう。
- (6) 失格基準価格：低入札調査試行要領において、失格基準価格として定められた額をいう。
- (7) 落札者決定基準：落札者を決定するために定める評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点等に係る基準をいう。
- (8) 特定調達契約：物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号。）の適用を受けるコンサルタント業務の契約をいう。

(対象業務)

第3条 この要領は、事前に仕様を確定することができる業務のうち、入札者の提示する技術等により、調達価格の差異に比べ、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務を対象とする。ただし、特定調達契約を対象とする業務を除く。

(総合評価落札方式の選定)

第4条 総合評価落札方式の適用に当たっては、当該業務の難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

(1) 簡易型

技術力として、実施方針についての技術提案を求め、総合評価を行う方式であり、業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に適用する。

(2) 標準型

技術力として、実施方針についての技術提案のほか、仕様の範囲内で、業務内容に応じた技術的課題（以下「評価テーマ」という。）に対する提案を求め、総合評価を行う方式であり、評価テーマに対する提案を求めることにより品質の向上が期待できる業務に適用する。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 主管課長又は事務所長（以下「主管課長等」という。）は、総合評価落札方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項において、併せて、落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに意見を聴く必要があるかどうか学識経験者に意見を求め、意見を聴く必要があるとなった場合は、落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者に意見を聴くときは、様式第1号又は様式第2号によるものとする。

(委員会等)

第6条 競争参加資格、技術力の審査・評価を行うため、技術審査会及び一般競争入札参加資格委員会(以下「委員会等」という。)を設置する。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 競争参加資格要件の設定に係る審査

イ 落札者決定基準(評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点)及び評価の担保の方法の設定に係る審査

ウ 競争参加資格の有無の評価

エ 技術資料に関する審査・評価

(2) 一般競争入札参加資格委員会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 競争参加資格要件の確認

イ 評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点、評価の担保の方法の設定に係る確認

ウ 競争参加資格の有無の確認

エ 技術資料の評価の確認

オ 落札者決定のための確認

2 委員会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

(競争参加資格要件)

第7条 競争参加資格要件は、別に定めるものとする。

なお、期限までに参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)、技術提案書及び当該業務に関する必要な確認資料(以下「確認資料」という。)を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加させないものとする。

2 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び確認資料(以下「技術資料」という。)の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして技術審査会が承認した場合は、この限りではない。

(技術力等の評価基準)

第8条 技術力等の評価基準は、別に定めるものとする。

(当該業務の公告)

第9条 主管課長等は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定並びに入札公告(様式第3-1号、3-2号)に準じて、掲示により公告するものとする。

なお、公告場所は、沖縄県農林水産部の沖縄県電子入札システムへの掲載、又は本庁発注業務は主管課、事務所発注業務は事務所に掲示する。

2 前項における掲示期間は、公告日から参加表明書提出期限日までとする。

3 主管課長等は、公告後速やかに主管課又は事務所(以下「主管課(所)」という。)において、当該業務に係る入札説明書(様式第4-1、4-2号)の縦覧を行うとともに、入札参加を希望する者に当該公告の写し、入札説明書を配布するものとする。

なお、詳細図面等の資料の入手に費用が掛かる場合は、その旨を入札公告に掲載するものとする。

4 入札公告において、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 参加表明書を提出しようとする者又は技術提案書を提出しようとする者は、入札説明書につい

て、書面により質問をすることができる。ただし、主管課長等が競争参加資格が無いと判断する者は書面により質問をすることができない。

- 2 前項の書面は、参加表明書の提出にあつては参加表明書提出期日の4日前（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、技術提案書の提出及び入札にあつては、技術提案書の提出期日及び入札期日の7日（休日除く。）前までに、当該業務を所轄する主管課（所）に持参しなければならない。郵送又は電送（FAX含む。）によるものは受け付けない。
- 3 質問に対する回答を公告掲載の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に主管課（所）において掲示又はその他の方法により周知するものとする。

（技術資料の作成に関する説明会）

第11条 技術資料の作成に関する説明会を行う場合は、説明会を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

（参加表明書及び確認資料の提出）

- 第12条 当該業務の入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加表明書及び確認資料（以下「参加表明書等」という。）に必要事項を記載し、提出期限びまでに、主務課長等に原則として持参により2部提出しなければならない。
- 2 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、参加希望者の負担とする。
 - 3 参加希望者から提出された参加表明書等については返却しない。
 - 4 参加表明書等は、当該業務の競争参加資格の確認及び評価する目的以外に、参加希望者に無断で使用してはならない。

（参加表明書等の審査及び指名）

- 第13条 主管課長等は、入札に参加する者を指名するにあつては、あらかじめ委員会等の議を経るものとする。
- 2 委員会等は、前項の審査を行う場合において、必要に応じて参加表明書等の記載内容についてヒアリングを実施することができる。
 - 3 契約担当者は、競争参加希望者が多い場合においては、測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領（昭和57年9月10日農総第596号）第2条に基づき、評価点の上位順に所定の入札参加者を確保し指名するものとする。
 - 4 前項の場合に主管課長等は、公告時にその旨を明記し、入札説明書に評価項目、配点等を明記するものとする。

（指名通知）

第14条 主管課長等は、前条第3項により選定した指名業者に対して、参加表明書等の提出期限日から20日以内に、指名通知書により通知するものとする。また、非指名者にも同様に通知を行う。

（無資格者・非指名者への理由説明）

- 第15条 競争参加資格がないと認められた者、又は入札参加者として指名されなかった者は、主管課長等に対して、前条第1項の通知した翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもってその理由の説明を求めることができる。
- 2 主管課長等は、前項の説明を求められた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

（技術資料等の提出）

- 第16条 当該業務の指名通知書を受け取った者（以下「指名者」という。）は、入札説明書に基づき、提出期限日までに技術提案書及びその確認資料（以下「技術資料等」という。）を原則として2部、持参により主管課長等に提出しなければならない。
- 2 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、指名者の負担とする。

- 3 指名者から提出された技術資料等は返却しないものとする。
- 4 技術資料等は、当該業務を評価する目的以外に、指名者に無断で使用してはならない。

(技術資料等の審査)

第17条 提出された技術資料等は、委員会等の審議を経るものとする。

- 2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて技術資料等の記載内容について指名者へのヒアリングを実施することができる。

(入札の方法)

第18条 入札の執行に先立ち、指名通知書の写しを提出させるものとする。

- 2 入札の実施においては、価格のみで入札するものとする。
- 3 入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される金額に対応した積算内訳書の提出を求めるものとする。
- 4 入札回数は原則として2回（再入札1回）とする。
- 5 入札後は、「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。
 - (1) 一般競争入札参加資格委員会の審議を経たうえで落札者を決定する。
 - (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。

(入札書の提出)

第19条 入札は、指定された日時に、入札書を持参して行うものとする。

- 2 原則として、郵便による入札は認めないものとする。

ただし、郵便による入札を認めた場合は、受領期限を入札執行の日時前に定めることができるものとする。
- 3 郵便による入札を行った者がいる場合で、1回目の入札において落札しなかったときは、郵便による入札を行った者に対し再度入札について通知するための期間及び入札書を郵送するために必要な期間を考慮し、再度入札の期限を定めなければならない。
- 4 電子入札対象業務の入札書の提出は、電子入札システム（電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。以下、同じ。）により行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

第20条 総合評価点の算出方法は、加算方式とする。

- 1 評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点
- 2 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)
- 3 技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)
 - (2) 技術資料の内容に応じ、次のア～ウの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
 - ア 予定技術者の経験及び能力
 - イ 実施方針等
 - ウ 評価テーマに対する技術提案（簡易型除く。）
- 4 「価格評価点」と「技術評価点」の割合は、業務の難易度等により1：1から1：3の間で適宜定めることができる。

(落札者の決定)

第21条 この要領により入札を行う場合は、入札額が予定価格の制限の範囲内の者（低入札価格調査に該当する入札を行った者については、同調査において契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）で総合評価点が高い者を落札保留の者とする。この場合において、評価値の数値が同じものが2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札保留の者を定めるものとする。

- 2 主管課長等は、前項の落札保留の者について落札を決定しようとする場合は、一般競争入札参加資

格委員会の審議を経て決定するものとする。

- 3 主管課長等は、第5条第2項の意見聴取により、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴く必要がある場合には、当該落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 主管課長等は、落札者を決定した場合には、その結果を速やかに入札参加者へ通知するものとする。

(非落札者への理由説明)

第22条 非落札者のうち落札決定結果に対して不服がある者は、主管課長等に対して、前条の通知した翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面をもって非落札理由の説明を求めることができる。

- 2 主管課長等は、前項の説明を求められた場合は、前項の説明を求められた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面をもって回答するものとする。

(評価結果等の公表)

第23条 主管課長等は、総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び参加希望者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者及び参加希望者の技術点
- (4) 各入札参加者の総合評価点
- (5) 各入札参加者及び参加希望者の各評価細目の点数

(入札の無効)

第24条 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書及び技術資料等の提出資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(評価の担保)

第25条 落札者決定に反映させた参加表明書及び技術資料等の記載内容が業務実施に当たって十分に履行されていない場合は、完了検査時における業務成績を減点するものとする。その内容については、入札説明書に記載するものとする。

(業務成績の減点)

第26条 前条に係る減点は、業務計画に関する次の事項について行うものとする。

- (1) 工程管理に関する事項
- (2) 業務上の課題に関する事項
- (3) 業務上の配慮に関する事項
- (4) 成果品の品質に関する事項

(再苦情)

第27条 第15条及び第20条の規定による説明に不服がある者は、主務課長等に対して、説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を除く。)以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができる。

当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札等適正化委員会が審議を行うものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年7月1日より適用する。

様式第1号

〇〇第
平成 年 月 日

学識経験者 殿

沖縄県〇〇〇〇課 (所) 長名 印

総合評価競争入札における学識経験者意見聴取について (依頼)

みだしのことについて、沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式試
行要領第5条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の建設コンサルタント業務に係る落札者決定
基準及び落札者について意見を求めますので、御出席くださるようお願いいたします。

なお、開催日時・場所は下記のとおりです。

記

- 1 対象業務 〇〇調査・測量・設計業務
- 2 履行箇所 沖縄県〇〇市〇〇
- 3 開催日時・場所
 - (1) 日時：平成〇年〇月〇日 (〇)
午前・午後〇時〇分～午前・午後〇時〇分
 - (2) 場所：県庁〇階第〇会議室
- 4 その他 〇〇〇

| |
|-------------------|
| (本件照会先) |
| 沖縄県農林水産部 〇〇〇課 |
| 〇〇〇班 (担当名) |
| TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| FAX：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| メールアドレス：〇〇〇 |

様式第2号

〇〇第
平成 年 月 日

学識経験者 殿

沖縄県〇〇〇〇課 (所) 長名

総合評価競争入札における学識経験者意見聴取について (依頼)

みだしのことについて、沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式試
行要領第5条第2項の規定に基づき、下記の建設コンサルタント業務に係る落札者の決定について意見
を求めますので、御出席くださるようお願いいたします。

なお、開催日時・場所は下記のとおりです。

記

- 1 対象業務 〇〇調査・測量・設計業務
- 2 履行箇所 沖縄県〇〇市〇〇
- 3 開催日時・場所
 - (1) 日時：平成〇年〇月〇日 (〇)
午前・午後〇時〇分～午前・午後〇時〇分
 - (2) 場所：県庁〇階第〇会議室
- 4 その他 〇〇〇

| |
|-------------------|
| (本件照会先) |
| 沖縄県農林水産部 〇〇〇課 |
| 〇〇〇班 (担当名) |
| TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| FAX：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| メールアドレス：〇〇〇〇 |

様式第3-1号

(単体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

（契約担当者）職名・氏名

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間

2 入札参加資格

3 入札参加者を指名するための基準等

4 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- (2) 落札者の決定方法

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- (2) 参加表明書の提出等
- (3) 技術提案書の提出等
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- (2) 入札の無効
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後の内容の変更
- (4) 配置予定技術者の確認
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について
- (7) 電子入札について
- (8) 問い合わせ先一覧
- (9) 詳細

様式第3-2号

(共同企業体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式(標準型)に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

(契約担当者) 職名・氏名

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間

2 共同体の結成にあたっての要件

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件
- (2) 代表構成員に求める要件
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

4 入札参加者を指名するための基準等

5 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- (2) 落札者の決定方法

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- (2) 参加表明書の提出等
- (3) 技術提案書の提出等
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- (2) 入札の無効
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後の内容の変更
- (4) 配置予定技術者の確認
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について
- (7) 電子入札について
- (8) 問い合わせ先一覧
- (9) 詳細

様式第4-1号

(単体発注)

簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)

入札説明書

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務の目的
- (4) 業務内容
- (5) 履行期間
- (6) 成果品
- (7) 業務の実施形態

2 入札参加資格

3 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- (2) 指名するための基準
- (3) 入札参加者の指名

4 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準
- (2) 技術提案書に関するヒアリング
- (3) 技術提案書に基づく業務

5 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先
- (2) 提出期間、提出方法、及び場所
- (3) 回答の方法

6 入札手続等

- (1) 参加表明書の提出等
- (2) 技術提案書の提出
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

7 入札の方法

8 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

9 入札保証金及び契約保証金

10 業務費内訳書の提出

11 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

- (1) 低入札基準価格
- (2) 失格基準価格

12 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

13 配置予定技術者の確認

14 支払条件

15 火災保険の要否

16 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

17 再苦情申立て

18 不可抗力による変更

19 その他留意事項

入札説明書

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務の目的
- (4) 業務内容
- (5) 履行期間
- (6) 成果品
- (7) 業務の実施形態

2 共同体の結成にあたっての要件

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件
- (2) 代表構成員に求める要件
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

4 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- (2) 指名するための基準
- (3) 入札参加者の指名

5 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準
- (2) 技術提案書に関するヒアリング
- (3) 技術提案書に基づく業務

6 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先
- (2) 提出期間、提出方法、及び場所
- (3) 回答の方法

7 入札手続等

- (1) 参加表明書の提出等
- (2) 技術提案書の提出
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

8 入札の方法

9 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

10 入札保証金及び契約保証金

11 業務費内訳書の提出

12 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

- (1) 低入札基準価格
- (2) 失格基準価格

13 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

14 配置予定技術者の確認

15 支払条件

16 火災保険の要否

17 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

18 再苦情申立て

19 不可抗力による変更

20 その他留意事項